

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システム	
市の機関の名称	小金井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部課名	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	親族的な身分関係を登録・公証する戸籍上の届出の受理及び戸籍の記録をする一連の事務並びにこれに付随する事務	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	事件本人、届出人、証人、その他本籍人、医師等	
記録情報の収集方法	本人からの届出・申出等による収集、本人以外（国・地方公共団体等）との間の通知・照会等による収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国・地方公共団体、多摩府中保健所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	小金井市総務部総務課情報公関係 小金井市前原町三丁目41番15号 小金井市役所第二庁舎6階	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍の記載については、戸籍法の規定に基づき訂正請求できる。	
個人情報ファイルの種別	○	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	○	政令第21条第7項に該当するファイル
	-	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

別紙：個人情報ファイル簿の記録項目について（戸籍情報システム）

1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 住所を定めた年月日、6 本籍、7 国籍、8 続柄、9 届出・送付・通知年月日等、10 事件発生日、11 出生地、12 死亡日時、13 死亡地、14 届出人の資格、15 戸籍届出の種類、16 身分変動事項、17 裁判所申し立て事項・審判事項、18 裁判・審判確定年月日、19 裁判・審判確定地、20 届出・送付・通知市町村名、21 職業・区分、22 出生証明書情報、23 死亡診断書及び死体検案書情報、24 死産証明書及び死胎検案書情報、25 不受理申出事項、26 罪名・刑期・民刑事項等、27 禁治産・準禁治産者状況、28 成年被後見人登記状況、29 操作者指紋情報、30 個人識別符号、31 住民票コード、32 宛名番号、33 管理番号、34 氏名の振り仮名